

(証券コード 1898)

平成25年6月12日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目9番3号

世紀東急工業株式会社

取締役社長 佐藤 俊 昭

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、きたる平成25年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するように、折りかえしご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀
3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp>)に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知の添付書類に記載された連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査した書類の一部であります。連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp>)に掲載することによりご提供しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要等を背景に、夏場にかけて堅調な動きとなりましたが、その後は海外経済の減速や政策効果の一巡を受け、企業の生産活動や輸出がふたたび減少に転じるなど、次第に停滞色が強まる展開となりました。昨年末以降は、新政権による経済財政政策への期待感から株価の回復が進み、企業心理や消費者マインドには改善の兆候もみられましたが、設備の過剰感に加え、長引くデフレや円高の影響が色濃く残るなか、その効果が実体経済に波及するまでには至りませんでした。

道路建設業界におきましても、震災復興関連を中心に建設需要は底堅く推移いたしましたが、建設投資全体の水準が低位にとどまるなか、引き続き企業間競争は熾烈を極め、また、一部の地域においては、需給の逼迫に伴い資材価格や労務費が上昇傾向を示すなど、依然として厳しい事業環境が続きしました。

このような状況のもと、当社グループでは、社会資本整備の一端を担う企業グループとして、事業活動を通じた震災の復旧・復興支援に尽力する一方、平成23年度を初年度とする「中期3ヶ年経営計画」(平成23年4月1日～平成26年3月31日)に基づき、収益の源泉となる工事受注の確保や舗装資材の販売促進に全力を挙げて取り組むとともに、経営資源の効率的な活用や調達コストの抜本的な見直しを進めるなど、収益構造の改善を推し進め、利益確保に努めてまいりました。

その結果、当社グループの業績につきましては、受注高(製品売上高および不動産事業等売上高を含む)は689億円(前連結会計年度比2.0%減)、売上高は756億2百万円(同16.6%増)、経常利益は35億51百万円(同63.0%増)となり、また、受取補償金など特別利益1億70百万円を計上する一方、減損損失など特別損失2億47百万円を計上した結果、当期純利益は37億5百万円(同96.4%増)となりました。

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

「建設事業」

建設事業におきましては、東北支店管内に新たに事業所を開設するなど、地域の需要動向に応じた営業・施工体制の整備拡充を機動的に進めるとともに、技術提案力の向上や環境関連技術をはじめとする差別化商品の営業展開、さらには原価低減や利益の逸失防止に向けた諸施策に全社を挙げて取り組み、収益確保を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は474億8百万円（前連結会計年度比6.4%減）にとどまりましたものの、前年度からの繰越工事高が大幅に増加したことや、大型工事が相次いで完成したことなどにより、完成工事高は541億9百万円（同19.9%増）、営業利益は21億86百万円（同85.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は、次のとおりであります。

（主要受注工事）

発注者	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	下淋代地区道路舗装工事	青森県
国土交通省東北地方整備局	国道45号尾肝要道路舗装工事	岩手県
独立行政法人都市再生機構	盛岡南道路舗装（24-2）工事	岩手県
首都高速道路株式会社	（修）舗装改修工事24-1-1	東京都
国土交通省関東地方整備局	大師河原地区舗装その他工事	神奈川県
東日本高速道路株式会社	関越自動車道湯沢管内舗装補修工事	新潟県
国土交通省北陸地方整備局	能越道七尾舗装その3工事	石川県
中日本高速道路株式会社	中央自動車道大月管内舗装補修工事（平成24年度）	山梨県
西日本高速道路株式会社	名神高速道路茨木管理事務所管内舗装補修工事	大阪府
阪神高速道路株式会社	三宝第1工区舗装工事	大阪府

（主要完成工事）

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	東北自動車道十和田管内舗装補修工事	青森県
東日本高速道路株式会社	東北自動車道仙台管内舗装災害復旧工事	宮城県
東京港埠頭株式会社	平成23年度外貿埠頭ヤード舗装及びその他補修工事	東京都
国土交通省関東地方整備局	向原バイパス舗装工事	神奈川県
東日本高速道路株式会社	関越自動車道湯沢管理事務所管内舗装補修工事	新潟県
国土交通省北陸地方整備局	金沢東環東長江・鈴見舗装工事	石川県
中日本高速道路株式会社	東海環状自動車道大垣西～養老間舗装工事	岐阜県
中日本高速道路株式会社	第二東名高速道路清水西舗装工事	静岡県
西日本高速道路株式会社	近畿自動車道吹田管内舗装補修工事	大阪府
国土交通省中国地方整備局	玉島岡道路唐船地区舗装工事	岡山県

「舗装資材製造販売事業」

舗装資材製造販売事業におきましては、引き続き製造数量の確保や販売価格の見直しに注力し収益拡大に努めるとともに、アスファルトプラントの設備更新を計画的に進めるなど、製造効率の向上、環境負荷の低減にも継続して取り組んでまいりました。

その結果、円安等の影響による原材料価格や燃料費の上昇はありましたものの、当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は300億38百万円（前連結会計年度比10.7%増）、営業利益は34億10百万円（同13.2%増）となりました。

「不動産事業等」

不動産事業等におきましては、売上高は5億60百万円（前連結会計年度比11.3%減）、営業利益は88百万円（同8.8%減）となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品等売上高を含む）は677億55百万円（前年同期比1.6%減）、売上高は744億64百万円（同17.5%増）、経常利益は33億48百万円（同68.9%増）、当期純利益は35億58百万円（同95.5%増）となりました。

なお、株主の皆様に対する還元策の一環といたしまして、当事業年度中において、潜在株式による普通株式の希薄化リスク軽減を目的に、総額11億77百万円の自己株式（A種優先株式500,000株、B種優先株式1,830,000株）の取得を実施させていただきましたが、その一方で、剰余金の配当につきましては、当社の財務内容や自己資本の状況を勘案するとともに、原材料価格の動向をはじめ事業環境の先行きがなお不透明な状況であることに鑑み、誠に遺憾ながら、引き続き見送らせていただくことといたしました。株主の皆様には、深くお詫び申し上げますとともに、何卒事情ご賢察のうえ、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

「当社における部門別受注高、売上高および繰越高」

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
工 事 部 門	アスファルト舗装	19,240	38,287	44,558	12,970
	コンクリート舗装	1,412	1,606	1,005	2,012
	土 木 工 事 等	3,661	6,556	7,595	2,622
	計	24,314	46,450	53,159	17,606
製 品 部 門 等	—	21,304	21,304	—	
合 計	24,314	67,755	74,464	17,606	

(2) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、緊急経済対策をはじめとする政策効果への期待から、企業の景況感や消費者心理には明るい兆しが見られるものの、欧州債務問題や為替市場の動向、電力供給の制約懸念など、多くの先行き不安要因を抱えるなか、実体経済が本格的に持ち直し、さらに持続的な回復を確かなものとするには、なお相当の時間を要するものと思われます。

道路建設業界におきましても、平成25年度は、いわゆる15ヶ月予算の執行により公共建設投資の増加が見込まれておりますが、不透明な資材価格の動向に加え、中長期的には財政健全化に向けた公共事業費の抑制傾向が維持される見通しのものと、今後とも予断を許さない経営環境が続くものと予想されます。

このような状況を踏まえ、当社グループでは、引き続き「中期3ヶ年経営計画」に基づき、これまで実行してきた収益構造の改善と財務基盤強化に向けた取り組みをさらに深化させるとともに、市場性が見込まれる地域に新たにアスファルト合材工場を設置するなど、将来を見据えた成長戦略についても、より積極的な展開を図り、厳しい事業環境においても安定的・継続的に収益を確保できる経営基盤の早期確立に努めてまいります。

また、社会資本整備の一端を担う企業グループとして、総力を挙げて震災の復旧・復興支援に尽力することはもとより、安全・品質の確保や環境保全、コンプライアンスに対する取り組みをより一層強化するなど、生活基盤創造企業としての責務を誠実に果たし、引き続き社会からの信頼に応え、企業価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は7億79百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

「建設事業」

当 社 機材センター アスファルトフィニッシュ購入

「舗装資材製造販売事業」

当 社 多摩合材工場 リサイクルプラント設備更新

(4) 資金調達の状況

当社は、平成22年3月に締結したシンジケートローン契約が期間満了を迎えるにあたり、平成25年3月にあらためて総額80億円（うちタームローン50億円、コミットメントライン30億円）のシンジケートローン契約を締結いたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第61期 (平成22年3月期)	第62期 (平成23年3月期)	第63期 (平成24年3月期)	第64期(当連結会計年度) (平成25年3月期)
受 注 高	68,449百万円	61,010百万円	70,329百万円	68,900百万円
売 上 高	71,589百万円	59,365百万円	64,818百万円	75,602百万円
経 常 利 益	3,705百万円	1,943百万円	2,178百万円	3,551百万円
当 期 純 利 益	3,283百万円	1,715百万円	1,886百万円	3,705百万円
1株当たり当期純利益	22円48銭	11円85銭	10円54銭	19円36銭
総 資 産	50,348百万円	47,339百万円	49,597百万円	48,106百万円
純 資 産	8,349百万円	8,544百万円	8,801百万円	11,344百万円

- (注) 1. 第61期においては、前期からの繰越工事高の増加や大型工事の完成により売上高が増加したことに加え、コストコントロールの徹底等による利益改善効果が顕著に現れ、経常利益、当期純利益とも大幅な増益となりました。
2. 第62期においては、市場縮小による影響に加え、前期からの繰越工事高の減少や、東日本大震災の影響により一部地域で工事の発注・施工が停止したことなどにより、減収減益を余儀なくされました。
3. 第63期においては、地域的偏りは大きいものの公共建設投資が堅調に推移したことに加え、中期3ヶ年経営計画における各種施策の効果が徐々に顕在化し、増収増益を確保いたしました。
4. 第64期（当連結会計年度）においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
新世紀工業株式会社	49	100.00	舗装用資材の製造販売
エスティ建材株式会社	35	100.00	産業廃棄物の処理
エス・ティ・サービス株式会社	50	100.00	自動車等の販売および賃貸

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含め5社であります。

(7) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-24) 第1962号」として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(2) 第83097号」として東京都知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成25年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本店：東京都港区芝公園二丁目9番3号
支店：北海道支店(北海道) 関東支店(東京都)
東北支店(宮城県) 北関東支店(埼玉県)
北陸支店(新潟県) 東関東支店(千葉県)
名古屋支店(愛知県) 東京支店(東京都)
関西支店(大阪府) 横浜支店(神奈川県)
中国支店(広島県) 関東製販事業部(東京都)
九州支店(福岡県)

営業所等：(65ヵ所)

技術研究所：(栃木県)

試験所：(7ヵ所)

機材センター：(栃木県)

合材混合所等：(46ヵ所)

② 重要な子会社

新世紀工業株式会社 (奈良県)

エスティ建材株式会社 (福岡県)

エス・ティ・サービス株式会社 (東京都)

(9) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
797名	27名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
781名	31名減	43.1歳	18.4年

(10) 主要な借入先（平成25年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,500
株式会社みずほコーポレート銀行	1,425
株式会社三井住友銀行	1,240
三菱UFJ信託銀行株式会社	486

2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	500,000,000株
普通株式	481,600,000株
A種優先株式	6,000,000株
B種優先株式	12,400,000株

(2) 発行済株式の総数	190,572,037株
普通株式	187,072,037株
A種優先株式	3,500,000株

(注) 当事業年度中において、当社定款に定める金銭を対価とする取得条項に基づき、A種優先株式500,000株およびB種優先株式1,830,000株をそれぞれ取得いたしました。また、取得により自己株式となりましたA種優先株式およびB種優先株式につきましては、平成24年9月30日付をもってすべて消却いたしました。この結果、発行済株式の総数は前事業年度末と比較して2,330,000株減少いたしました。

(3) 株主数		
普通株式	10,714名	（前事業年度末比 287名減）
A種優先株式	1名	

(4) 大株主

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
	千株	千株	千株	%
東急建設株式会社	29,659	3,500	33,159	17.42
日本証券金融株式会社	10,541	—	10,541	5.54
東京急行電鉄株式会社	7,669	—	7,669	4.03
株式会社SBI証券	4,351	—	4,351	2.29
松井証券株式会社	4,006	—	4,006	2.10
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	3,818	—	3,818	2.01
三菱商事株式会社	3,000	—	3,000	1.58
シービーロンドンスコティッシュエクイタブルジャパン	1,925	—	1,925	1.01
エクセムプトスコティッシュエクイタブルピーエルシー	1,918	—	1,918	1.01
世紀東急工業従業員持株会	1,918	—	1,918	1.01
山田茂雄	1,850	—	1,850	0.97

(注) 1. 持株比率につきましては、自己株式（210,822株）を控除して算出しております。
 2. A種優先株式につきましては、議決権を有しておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 俊 昭	社長執行役員
取締役相談役	小 寺 浩	
取 締 役	齋藤 一 彦	専務執行役員 事業推進本部長
取 締 役	古 川 司	執行役員 管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	佐々木 正 博	執行役員 事業推進本部副本部長兼製品事業部長
取 締 役	平 本 公 男	執行役員 事業推進本部副本部長兼工務部長
取 締 役	大 畠 俊 昭	東京急行電鉄株式会社取締役
取 締 役	飯 塚 恒 生	東急建設株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	高 田 周 治	
常 勤 監 査 役	菊 地 隆	
監 査 役	岩 田 哲 夫	東京急行電鉄株式会社常勤監査役（社外監査役） 東急建設株式会社監査役（社外監査役）
監 査 役	金 井 健 至	東急建設株式会社常勤監査役
監 査 役	前 野 淳 禎	東急建設株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役 大畠俊昭、飯塚恒生の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岩田哲夫、金井健至、前野淳禎の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 高田周治氏は、東急建設株式会社において長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成24年6月28日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、取締役 森山藤夫、渡邊 彰、巴 政雄、前野龍三の各氏は任期満了により退任いたしました。
5. 平成24年6月28日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、監査役 富田 勉、下澤賢治の両氏は辞任いたしました。
6. 平成24年6月28日開催の第63回定時株主総会において、古川 司、佐々木正博、平本公男、大畠俊昭の各氏は取締役に、金井健至、前野淳禎の両氏は監査役にそれぞれ新たに選任され就任いたしました。
7. 重要な兼職先に該当する法人等と当社との関係は次のとおりであります。
- (1) 東急建設株式会社は、平成25年3月31日現在、当社の株式を33,159千株（普通株式29,659千株、A種優先株式3,500千株）保有いたしております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
- (2) 東京急行電鉄株式会社は、平成25年3月31日現在、当社の普通株式を7,669千株保有いたしております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
8. 平成25年4月1日付をもって、取締役 大畠俊昭氏は東急バス株式会社の専務取締役に就任いたしました。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
9. 当社は取締役 大畠俊昭、監査役 岩田哲夫の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 当社は執行役員制度を導入しております。なお、平成25年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員は、小泉隆男、大島好人、鍛冶秀充、平 喜一、打越 誠、五十嵐明弘、東 茂人、清水俊介の8名であります。

(2) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	9名	83百万円	(うち社外取締役 2名 0百万円)
監 査 役	2名	20百万円	(うち社外監査役 1名 1百万円)
合 計	11名	104百万円	(うち社外役員 2名 0百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役8名(うち社外取締役2名)、監査役5名(うち社外監査役3名)であります。なお、上記の支給人員との相違は、平成24年6月28日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役2名)が含まれていること、また無報酬の取締役2名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)がそれぞれ在任していることによるものであります。
2. 平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)の報酬限度額は年額3億2400万円以内、監査役の報酬限度額は年額600万円以内とそれぞれ決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係
他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係につきましては「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれその豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	取締役会	監査役会
取 締 役	大 島 俊 昭	9回出席/10回開催	—
取 締 役	飯 塚 恒 生	12回出席/13回開催	—
監 査 役	岩 田 哲 夫	12回出席/13回開催	5回出席/6回開催
監 査 役	金 井 健 至	10回出席/10回開催	5回出席/5回開催
監 査 役	前 野 淳 禎	10回出席/10回開催	5回出席/5回開催

- (注) 取締役 大島俊昭氏および監査役 金井健至、前野淳禎の両氏につきましては、平成24年6月28日開催の第63回定時株主総会において選任され就任した後に開催された取締役会および監査役会の出席状況を記載いたしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

51百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する決議の内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①法令順守はもとより企業倫理や環境問題等をはじめとする社会的責任に基づいた企業行動の徹底を図るため、「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を策定し、その周知に努めるとともに、必要に応じて見直しを行う。
 - ②法令等順守に係る問題を一元的に管理するコンプライアンス担当部門を設置するとともに、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、法令等順守の体制を構築する。
 - ③コンプライアンス担当部門にコンプライアンス相談窓口を設置し、法令等に違反する行為に関する相談または通報を、当社およびグループ会社の従業員等から直接受け付け、違反行為の未然防止、早期発見と是正を図る。なお、相談または通報された内容および調査結果等については、経営会議および取締役会に報告する。
 - ④市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当要求に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
 - ⑤内部監査部門は、法令等順守状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書ならびにその他の情報は、社内規程を整備し、適切に保存および管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスクの顕在化の防止およびリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図ることを目的として、社内規程を整備し、リスク管理体制等、リスク管理に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
 - ②大規模災害等による被害や損失の最小化を図るため、事業継続計画を策定し、緊急事態発生時の対応等に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
 - ③内部監査部門は、リスク管理状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ① 執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、また、取締役会において各執行役員の業務分担を決議するとともに、執行役員および使用人の職務と権限を定めた社内規程を整備することにより、権限と責任の所在を明確にする。
 - ② 代表取締役社長の諮問機関として、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営に関する重要事項について審議および報告することにより、迅速かつ慎重な意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督する。
 - ③ 中期または各年度の事業計画を策定するとともに、経営会議および取締役会において、定期的に各事業部門における進捗状況を確認、評価し、また必要に応じて見直しを行う。
 - ④ 重要な情報が識別され、適切に経営層に報告されるための、また、指示事項が組織全体に確実に伝達されるための仕組みを整備・運用する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「東急グループコンプライアンス指針」ならびに「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」等に基づき、コンプライアンスを含めたCSR活動を一体的に推進するとともに、ブランド価値の維持・向上に努める。
 - ② 財務報告の適正性を確保するため、当社およびグループ会社を対象とした内部統制システムを整備・運用する。なお、当社およびグループ会社の取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のためにきわめて重要であることを認識するとともに、全役職員に対し、あらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
 - ③ グループ会社の業務運営に対し、定期的に所管部門によるモニタリングを実施する。また、内部監査部門は、グループ会社に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助すべく、コンプライアンス担当部門の所属員は、必要に応じ、監査役の指示に基づきその職務を行うこととする。また、当該所属員の異動については、あらかじめ監査役に報告し、その意見を徴することとする。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①重要な意思決定の過程ならびに業務の執行状況の把握に資するため、取締役会およびその他重要な社内会議への監査役の出席の機会を確保する。また、重要リスクについて監査役に報告するとともに、リスク管理の状況について監査役と協議することとする。
 - ②代表取締役社長と監査役は、定期的に会合を行い、監査役監査の環境整備および監査上の重要な課題等について意見および情報を交換する。
 - ③監査役が実施するヒアリングおよび往査において、各部門長ならびにグループ会社代表者は、監査役の要請に応じ、必要な報告・情報を提供するとともに、必要に応じて意見の交換を行う。
 - ④内部監査に関し、適宜、監査結果の報告等を行い、監査役と内部監査部門との緊密な連携を保つこととする。
 - ⑤監査役と会計監査人は、定期的な連絡会等を行い、会計監査の実施状況等について意見および情報を交換する。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,306	流 動 負 債	28,190
現 金 預 金	2,566	支払手形・工事未払金等	22,091
受取手形・完成工事未収入金等	20,036	短 期 借 入 金	509
未成工事支出金	5,347	未 払 法 人 税 等	200
材 料 貯 蔵 品	328	未成工事受入金	3,180
短 期 貸 付 金	9	完成工事補償引当金	142
繰延税金資産	403	工事損失引当金	368
そ の 他	3,669	賞 与 引 当 金	470
貸倒引当金	△55	そ の 他	1,228
固 定 資 産	15,799	固 定 負 債	8,571
有 形 固 定 資 産	15,007	長 期 借 入 金	4,500
建 物 ・ 構 築 物	1,481	退 職 給 付 引 当 金	3,984
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	2,022	そ の 他	86
土 地	11,504	負 債 合 計	36,762
無 形 固 定 資 産	157	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	634	株 主 資 本	11,326
投 資 有 価 証 券	261	資 本 金	2,000
破 産 更 生 債 権 等	813	資 本 剰 余 金	500
そ の 他	312	利 益 剰 余 金	8,846
貸倒引当金	△752	自 己 株 式	△20
資 産 合 計	48,106	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	18
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18
		純 資 産 合 計	11,344
		負 債 純 資 産 合 計	48,106

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円 百万円
売 上 高	
完成工事高	54,109
製品売上高	21,391
不動産事業等売上高	101
売上原価	
完成工事原価	50,859
製品売上原価	17,709
不動産事業等売上原価	75
売上総利益	
完成工事総利益	3,250
製品売上総利益	3,681
不動産事業等総利益	26
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	6
土地賃貸料	16
その他の	20
営業外費用	
支払利息	114
シンジケートローン組成費用	72
その他の	38
経常利益	
特別利益	
受取補償金	170
その他の	0
特別損失	
固定資産除却損失	9
減損損失	236
その他の	1
税金等調整前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	173
法人税等調整額	△403
少数株主損益調整前当期純利益	
当期純利益	

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,000	500	6,318	△20	8,798
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 利 益			3,705		3,705
自己株式の取得				△1,177	△1,177
自己株式の消却			△1,177	1,177	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,527	△0	2,527
当 期 末 残 高	2,000	500	8,846	△20	11,326

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	3	3	8,801
連結会計年度中の変動額			
当 期 純 利 益			3,705
自己株式の取得			△1,177
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	14	14	14
連結会計年度中の変動額合計	14	14	2,542
当 期 末 残 高	18	18	11,344

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,169	流動負債	28,470
現金預金	2,522	支払手形	8,817
受取手形	786	工事未払金	8,478
完成工事未収入金	11,965	買掛金	4,716
売掛金	7,192	短期借入金	1,030
販売用不動産	3	未払法人税等	182
未成工事支出金	5,315	未成工事受入金	3,101
材料貯蔵品	324	完成工事補償引当金	142
短期貸付金	9	工事損失引当金	368
繰延税金資産	378	賞与引当金	465
未収入金	1,423	営業外支払手形	73
信託受益権	1,030	その他	1,094
ファクタリング債権	1,069	固定負債	8,564
その他	203	長期借入金	4,500
貸倒引当金	△57	退職給付引当金	3,977
固定資産	15,528	その他	86
有形固定資産	14,572	負債合計	37,034
建物・構築物	1,477	(純資産の部)	
機械・運搬具	1,502	株主資本	10,644
工具器具・備品	121	資本金	2,000
土地	11,471	資本剰余金	500
無形固定資産	116	資本準備金	500
投資その他の資産	838	利益剰余金	8,165
投資有価証券	253	その他利益剰余金	8,165
関係会社株式	163	繰越利益剰余金	8,165
長期貸付金	75	自己株式	△20
破産更生債権等	813	評価・換算差額等	18
その他	383	その他有価証券評価差額金	18
貸倒引当金	△850	純資産合計	10,662
資産合計	47,697	負債純資産合計	47,697

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		
完 成 工 事 高	53,159	
製 品 売 上 高	21,304	74,464
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	50,171	
製 品 売 上 原 価	17,645	67,817
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	2,988	
製 品 売 上 総 利 益	3,658	6,646
販売費及び一般管理費		3,130
営 業 利 益		3,516
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	8	
土 地 賃 貸 料	17	
業 務 委 託 料	6	
そ の 他	25	57
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	114	
シンジケートローン組成費用	72	
そ の 他	38	225
経 常 利 益		3,348
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	170	
そ の 他	0	170
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9	
減 損 損 失	236	
そ の 他	1	247
税 引 前 当 期 純 利 益		3,271
法人税、住民税及び事業税	92	
法 人 税 等 調 整 額	△378	△286
当 期 純 利 益		3,558

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,000	500	500	5,784	5,784
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益				3,558	3,558
自己株式の取得					
自己株式の消却				△1,177	△1,177
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	2,381	2,381
当 期 末 残 高	2,000	500	500	8,165	8,165

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△20	8,264	3	3	8,267
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益		3,558			3,558
自己株式の取得	△1,177	△1,177			△1,177
自己株式の消却	1,177	—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			14	14	14
事業年度中の変動額合計	△0	2,380	14	14	2,395
当 期 末 残 高	△20	10,644	18	18	10,662

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月24日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川井克之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 片桐春美 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月24日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川井克之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 片桐春美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月28日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	高 田 周 治	Ⓔ
常勤監査役	菊 地 隆	Ⓔ
社外監査役	岩 田 哲 夫	Ⓔ
社外監査役	金 井 健 至	Ⓔ
社外監査役	前 野 淳 禎	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、平成24年9月30日付をもちまして、発行済でありましたB種優先株式の全株式を消却いたしましたので、B種優先株式の関連規定をすべて削除するとともに、発行可能株式総数を1,240万株減ずることといたしたく、現行定款第12条の3および第12条の4を削除するほか、現行定款第6条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 種類株主総会に関する規定を、現行定款第2章の2「優先株式」から第3章「株主総会」に移設するとともに、その内容をより明確なものとするため、現行定款第12条の5を削除し、変更案第18条の2を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、変更のない条文につきましては、記載を省略いたしております。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 当社の発行可能株式総数は5億株とし、このうち4億8,160万株は普通株式、600万株はA種優先株式、1,240万株はB種優先株式とする。</p> <p>第12条の3 当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 当社は、分配可能額の範囲で、いつでも、法令の手續にしたがいB種優先株式を買い受けることができる。</p> <p>(2) 当社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、B種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議により定める。</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は4億8,760万株とし、このうち4億8,160万株は普通株式、600万株はA種優先株式とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) <u>買受価額または前号の取得の対価は、B種優先株式1株につき500円とする。</u></p> <p>2. <u>B種優先株主は、次の条件により、その有するB種優先株式の普通株式への転換（B種優先株式を取得し、その対価としてB種優先株式1株あたり下記(ロ)(e)に定める数の普通株式を交付することをいう。以下、本条において同じ）を請求することができる。</u></p> <p><u>(イ) 転換を請求することができる期間</u> 平成18年4月1日から平成28年3月31日までとする。</p> <p><u>(ロ) 転換の条件</u> <u>B種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)、(b)および(c)に定める転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。</u></p> <p><u>(a) 当初転換価額</u> 当初転換価額は50円とする。</p> <p><u>(b) 転換価額の修正</u> 転換価額は、平成18年4月1日以降平成28年3月31日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、B種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に修正されるものとする（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する）。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>この場合、当該平均値が40円（ただし、下記(d)の調整を受ける）（以下「下限転換価額」という）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が50円（ただし、下記(d)の調整を受ける）（以下「上限転換価額」という）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。</p> <p>(c) 転換価額の調整 B種優先株式発行後、一定の事由が生じた場合には、発行に際して取締役会の決議で定めた条件により転換価額を調整する。</p> <p>(d) 上限転換価額および下限転換価額の調整 上記(c)の規定により転換価額の調整を行う場合には、発行に際して取締役会の決議で定めた条件により上限転換価額および下限転換価額についても調整を行う。</p> <p>(e) 転換により交付すべき普通株式数 B種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、B種優先株主が転換請求したB種優先株式の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、その端数に相当する金銭の交付は行わない。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日をもって取得し、その対価としてB種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。</u></p>	(削 除)
<p>4. <u>第12条の2第1項、第2項および第7項の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合、「A種優先株式」は「B種優先株式」と、「A種優先株主」は「B種優先株主」と、「A種優先登録株式質権者」は「B種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	(削 除)
<p>第12条の4 <u>当社が発行する優先株式相互間の残余財産の分配の支払順位は、別段の定めがある場合を除き、A種優先株式がB種優先株式に優先する。</u></p>	(削 除)
<p>第12条の5 <u>第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p>第18条の2 <u>第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>② <u>第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>③ <u>会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、今回の定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

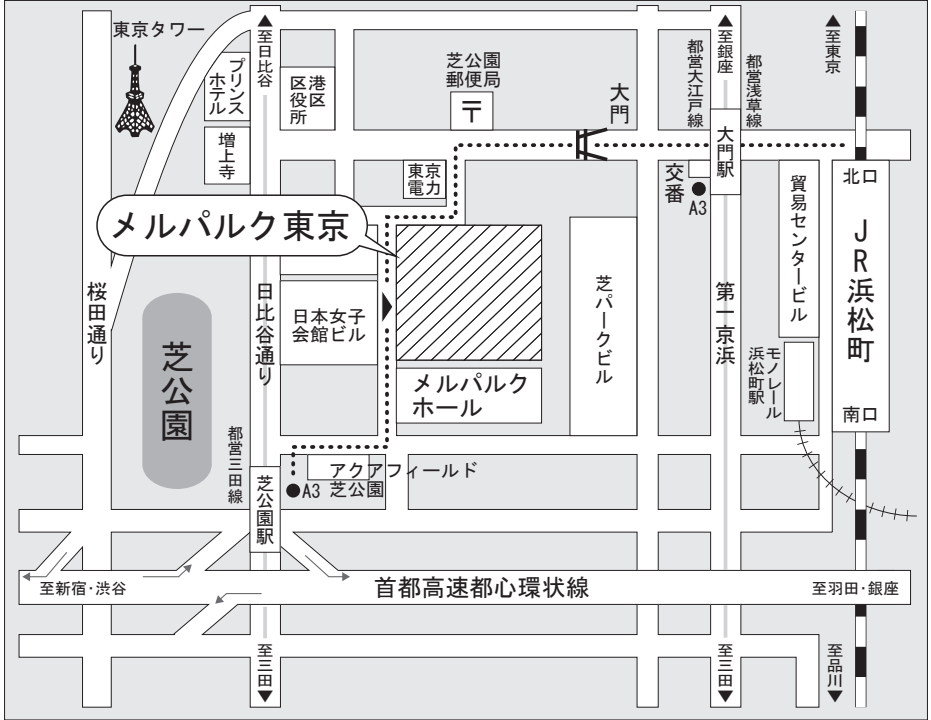
候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式の数
1	さとう としあき 佐藤 俊昭 (昭和25年5月13日生)	昭和49年4月 東急道路㈱入社 平成10年4月 当社経理部長 平成16年6月 当社取締役 平成21年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社取締役社長（現） 平成24年4月 当社社長執行役員（現）	株 16,000
2	こでら ひろし 小寺 浩 (昭和21年10月22日生)	昭和45年4月 東急道路㈱入社 平成14年4月 当社生産本部合材部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社取締役社長 平成21年6月 当社社長執行役員 平成24年4月 当社取締役相談役（現）	27,000
3	さいとう かずひこ 齋藤 一彦 (昭和26年10月31日生)	昭和49年4月 東急道路㈱入社 平成19年6月 当社事業推進本部事業推進部長 平成21年6月 当社取締役（現） 平成21年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社専務執行役員（現） 平成24年4月 当社事業推進本部長（現）	11,000
4	ふるかわ つかさ 古川 司 (昭和33年2月7日生)	昭和55年4月 東急道路㈱入社 平成20年4月 当社財務部長 平成23年4月 当社執行役員（現） 平成24年4月 当社管理本部長兼経営企画部長（現） 平成24年6月 当社取締役（現）	11,000
5	ささき まさひろ 佐々木 正博 (昭和33年11月1日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員（現） 平成23年4月 当社事業推進本部製品事業部長（現） 平成24年4月 当社事業推進本部副本部長（現） 平成24年6月 当社取締役（現）	3,000

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式の数
6	ひらもと きみお 平本公男 (昭和30年4月20日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年10月 当社事業推進本部工務部長(現) 平成24年4月 当社執行役員(現) 平成24年4月 当社事業推進本部副本部長(現) 平成24年6月 当社取締役(現)	株 31,050
7	いづか つねお 飯塚恒生 (昭和23年8月5日生)	昭和46年4月 東急建設㈱入社 平成16年6月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成21年6月 同社取締役兼専務執行役員 平成22年4月 同社取締役社長(現) 平成22年6月 当社取締役(現) [重要な兼職の状況] 東急建設㈱代表取締役社長	0
※ 8	はまな せつ 濱名 節 (昭和35年7月25日生)	昭和58年4月 東京急行電鉄㈱入社 平成23年4月 同社都市生活創造本部ビル事業部長 平成23年4月 同社執行役員(現) 平成24年4月 同社都市開発事業本部ビル事業部長(現) [重要な兼職の状況] 東京急行電鉄㈱執行役員	0

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者飯塚恒生氏は、東急建設㈱の代表取締役社長を兼務しており、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行っております。
なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 飯塚恒生、濱名 節の両氏は社外取締役候補者であります。
なお、社外取締役候補者の選任理由等については、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由について
- ① 飯塚恒生氏は、当社の主要株主である東急建設㈱の代表取締役社長であり、建設業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、東急建設㈱と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在していません。平成25年3月期における当社の総売上高に占める同社に対する売上高の割合は5%未満であります。
- ② 濱名 節氏は、東京急行電鉄㈱において、都市開発事業をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、東京急行電鉄㈱と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在していません。平成25年3月期における当社の総売上高に占める同社に対する売上高の割合は1%未満であります。
- (2) 当社の社外取締役に就任してからの年数
飯塚恒生氏の社外取締役在任期間は、今回の定時株主総会終結の時をもって3年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、飯塚恒生氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。
また、濱名 節氏の選任についてご承認をいただいた場合、同氏との間にも上記と同じ内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、濱名 節氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

■株主総会会場ご案内図



メルパルク東京 4階 孔雀

東京都港区芝公園二丁目5番20号

交通のご案内

- JR・モノレール 浜松町駅（北口）から徒歩約8分
- 都営地下鉄三田線 芝公園駅（A3出口）から徒歩約2分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅（A3出口）から徒歩約4分

お願い：お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。